

判決年月日	令和2年5月28日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	令和元年（行ケ）第10075号		
○ 発明の名称を「ポリオレフィン系延伸フィルムの製造方法および該方法により製造されたポリオレフィン系延伸フィルム」とする発明のうち、請求項7及び8について、引用発明から容易に想到することができるとされた事例。			

（関連条文）特許法29条1項，2項，36条4項1号，6項1号，2号

（関連する権利番号等）特許第5934355号，無効2018－800048号

判 決 要 旨

1 被告は，発明の名称を「ポリオレフィン系延伸フィルムの製造方法および該方法により製造されたポリオレフィン系延伸フィルム」とする発明についての特許権者である（請求項の数8。本件特許）。

原告は，請求項6ないし8についての無効審判を請求し，被告は，請求項7及び8からなる一群の請求項を訂正する旨の訂正請求（本件訂正）をした。

特許庁は，本件訂正を認めた上で，「本件審判の請求は，成り立たない。」との本件審決をした。本件審決の要旨は，①本件発明6ないし8について，引用例1に基づく新規性欠如・進歩性欠如，引用例2に基づく進歩性欠如とはいえない，②本件発明7，8について，引用例3との関係でダブルパテントとはいえない，③本件発明6について，実施可能要件，サポート要件及び明確性要件違反はない，というものである。

原告は，本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。取消事由は，①本件発明6ないし8に係る引用例1に基づく新規性及び進歩性判断の誤り，②本件発明6ないし8に係る引用例2に基づく進歩性判断の誤り，③本件発明7，8に係る引用例3に基づくダブルパテントの判断の誤り，④本件発明6に係る実施可能要件の判断の誤り，⑤本件発明6に係るサポート要件の判断の誤り，⑥本件発明6に係る明確性要件の判断の誤りである。

2 本判決は，以下のとおり，本件審決のうち請求項7，8に係る部分を取り消し，その余の請求を棄却した。

（1）取消事由1について

ア 本件発明6と引用発明1との相違点1－1は，実質的な相違点である上，引用発明1Aから容易に想到することができたものではない。

イ 引用発明1Aに相違点1－3の構成を想到することの動機付けがあるとはいえないから，相違点1－3は，引用発明1Aから容易に想到することができたものではない。

ウ 以上によれば，本件発明6は，当業者が引用発明1Aに基づいて容易に発明をする

ことができたものではなく、これを引用する本件発明 7，8 も同様である。

(2) 取消事由 2 について

ア 本件発明 6 との相違点 2－1 について

引用発明 2 A の基材層として、中間層に 2 軸配向のポリプロピレンフィルム層を含む 3 層の共押出で製造された複合フィルムを使用する動機付けはある。他方、阻害事由の主張はないから、相違点 2－1 に係る構成は、引用発明 2 A に従来技術を適用して、当業者が容易に想到することができたものである。

イ 本件発明 6 との相違点 2－2 について

引用発明 2 A の工程と、本件発明 6 の冷却ステップとは、目的も異なる上、形成される構造も異なるのであって、引用発明 2 A の逆グラビア型のパターンをエンボスする工程を、本件発明 6 の空気チャンネルを形成させる第 2 の冷却ステップとすることの動機付けがあるとはいえない。したがって、相違点 2－2 に係る構成は、当業者が容易に想到することができたものではない。

ウ 本件発明 7 との相違点 2－4 について

本件発明 7 の「熱封着樹脂層」と引用発明 2 B の「融点が 90℃のエチレン・メタクリル酸共重合体 (C) からなる C 層」とは、「熱ラミネート」用であるとの点において、相違はないから、相違点 2－4 は、実質的な相違点ではない。

エ 本件発明 8 について

本件発明 8 は、本件発明 7 の「第 1 のスキン外層」をポリエチレン系樹脂とするなどの限定をしたものである。引用発明 2 の基材層として、従来技術に開示された構成を採用する動機付けがあることは、前記のとおりであるところ、上記のとおり限定することも容易に想到できる。他方、阻害事由の主張はない。よって、引用発明 2 B の層構成を本件発明 8 のものとすることは、当業者が容易に想到することであるから、本件発明 8 は、当業者が引用発明 2 B に基づいて容易に発明をすることができたものである。

オ 小括

本件発明 6 は、引用例 2 に記載された発明から容易に発明できたものではないが、本件発明 7，8 は、いずれも、引用例 2 に記載された発明から容易に発明できたものであり、取消事由 2 は、本件発明 7，8 に係る部分に限り、理由がある。

(3) 取消事由 4 ないし 6 について

当業者は、本件明細書の記載から、本件発明 6 の実施をすることができるといえるから、本件発明 6 について、実施可能要件違反はない。

本件明細書の記載に接した当業者は、本件発明 6 は、「熱ラミネート用樹脂層の形成の際に、融点の低い樹脂の場合であっても押出による連続工程で積層形成が可能になるようにすることで、製造工程が単調で製造にかかる時間が短くなるため製品の生産コストを下げることができ、また層間接着性に優れるポリオレフィン系延伸フィルムの製造方法、および該方法により製造されたポリオレフィン系延伸フィルムを提供する」との課題を解決

し得るものであることを認識することができ、本件発明 6 について、サポート要件違反はない。

請求項 6 の記載は、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるとはいえず、明確性要件に適合する。